

工事請負契約における  
設計変更ガイドライン(案)

平成29年4月

亀岡市

## 目 次

1. ガイドラインの目的	1
2. 設計変更の基本事項	1
3. 設計変更が不可能な場合	2
4. 発注者及び受注者のとるべき措置	2
(1) 発注者の留意事項	2
(2) 受注者の留意事項	3
5. 設計変更が可能な場合	3
5-1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き	3
5-2 設計図書に誤謬がある又は脱漏がある場合の手続き	3
5-3 設計図書の表示が明確でない場合の手続き	4
5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合の手続き	5
5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き	5
5-6 発注者が必要と認め、変更する場合の手続き	6
5-7 工事中止の場合の手続き	7
5-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合の手続き	8
(1) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの	8
(2) 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き	9
5-9 受注者からの請求による工期の延長	9
5-10 発注者の請求による工期の短縮	10
6. 設計変更手続きフロー	11
7. 設計変更に関わる資料の作成	11
8. 施工方法等の指定・任意の使い分け	12
9. 緊急施工及び議決事件における設計変更	13
(1) 緊急施工	13
(2) 議会案件の場合	14
10. その他の留意事項	14
(1) 片務的意識の排除	14
(2) 総合評価方式における技術提案等は原則対象外	14
11. 関連事項	16
◆ 工事打合せ簿の記載例	
◆ 議決事件に係る契約変更手続きのフロー	
12. 参考資料	19
◆ 工事請負契約書(抜粋)(第18条、第19条、第23条、第29条)	
◆ 土木工事共通仕様書(案)(抜粋)(1-1-3、1-1-20、1-1-21)	
◆ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(抜粋)(第7条)	
◆ 亀岡市財務規則の運用方針(抜粋)(第5項)	
◆ 条件明示	

## 1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、亀岡市工事請負契約書（以下、「契約書」という。）に基づき、設計変更を行う際に発注者及び受注者双方が工事の**設計変更が可能な場合、不可能な場合、手続き等**について十分理解し、設計変更における手続きを円滑化することを目的として策定したものである。

## 2. 設計変更の基本事項

設計変更は、「**工事の目的を変更しない範囲で、特に必要とする場合及びやむを得ない場合に**行うことができるものとする。」を基本原則とする。

したがって、次のような場合は、設計変更の基本原則の範囲を超えるものであるので、設計変更により対応することはできないため、**別途発注**とする。

### **ア. 設計変更による増加金額の累計が当初契約金額の30%を超える場合**

### **イ. 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する場合**

- 【事例】(ア)道路の片側の歩道改良工事だけのものに、反対側の歩道改良工事を追加する場合  
(イ)右岸側の護岸工事だけのものに左岸側の護岸工事を追加する場合  
(ウ)車道の舗装改良工事に、隣接する歩道の舗装改良工事を追加する場合

### **ウ. 当初の工事目的と関係のない工種を追加する場合**

- 【事例】(ア)橋梁下部工に、上部工を追加する場合  
(イ)山切土工事だけの工事に、法枠工を追加する場合  
(ウ)河川改修工事に、隣接する道路の舗装工事を追加する場合

ただし、上記に該当する場合であっても、当初の工事と分離して発注することが、設計変更により対応することに比較して不合理であると認められる場合には、設計変更で対応できるものとする。

#### **【事例1】 工事目的物の一部を変更する場合**

- (ア)連続する土留擁壁の一部の構造、形状等を変更する場合  
(イ)杭の長さを、支持地盤の高さに合わせて変更する場合  
(ウ)外壁改修工事において、下地補修範囲を変更する場合  
(エ)舗装改良工事で路床CBRが不足するため路床の地盤改良工を追加する場合

#### **【事例2】 工事目的物の築造と一体を成すものを変更する場合**

- (ア)工事目的物を築造するための仮設物又は仮設工法を変更・追加する場合  
・山留工法を鋼矢板工法から深礎工法に変更する場合  
・掘削に伴う家屋防護工（地盤改良工）の範囲を変更する場合  
(イ)建設発生土の処分先を変更する場合  
(ウ)盛土材料を、他現場の流用土から購入土に変更する場合

この例示の場合でも、当該工事の施工区域内であるか、又は当該工事の施工区域

内に隣接していなければならない。

### 3. 設計変更が不可能な場合

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

- ア. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工（工法・材料等）を実施した場合
- イ. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工（工法・材料等）を実施した場合
- ウ. 任意事項において、施工方法及び施工期間を変更する場合（ただし、設計図書に特別の定めがある場合や現地条件が一致しない場合を除く。）
  - 【事例】・根固めブロックの据付におけるクレーン規格を変更した場合
  - ・護岸工事における仮締切工の範囲を拡大した場合
- エ. 「承諾」で施工した場合
  - 【事例】・基礎工において、碎石の代わりにコンクリートで施工することを承諾した場合
  - ・コンクリート強度 18KN/mm<sup>2</sup> の基準に対して、21KN/mm<sup>2</sup> を使用することを承諾した場合
- オ. 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている所定の手続きを経していない場合（契約書第 18 条～第 24 条、土木工事共通仕様書 1-1-19～1-1-21）
- カ. 「工事打合簿」等の書面がない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

（ただし契約書第 26 条（臨機の措置）での対応はこの限りではない。）

### 4. 発注者及び受注者のとるべき措置

#### **（1）発注者の留意事項**

発注者は受注者が工事目的物を適切に施工できるよう、**必要な施工条件を明示した設計図書を作成し**、また、設計図書の訂正又は変更の必要が認められた場合には、受注者に対して書面により指示を行う。

また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示をしてはならない。

そのため、発注者は次の事項にかかる措置をとる必要がある。

ア. 設計変更を行う必要が認められた場合には、**必要な指示、協議等を書面で行う。**

※書面には「本指示（協議）内容は設計変更の対象とする（又はしません）」と明記する。

イ. 受注者から設計図書について確認の請求があった場合には、受注者の立会いの上、調査を行う。

ウ. 設計変更後の請負代金額や工期は、受注者と協議の上、決定する。（契約書第 23 条、第 24 条）

## (2) 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたっては発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければならない。

ア. 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で**疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する**（契約書第 18 条第 1 項）。

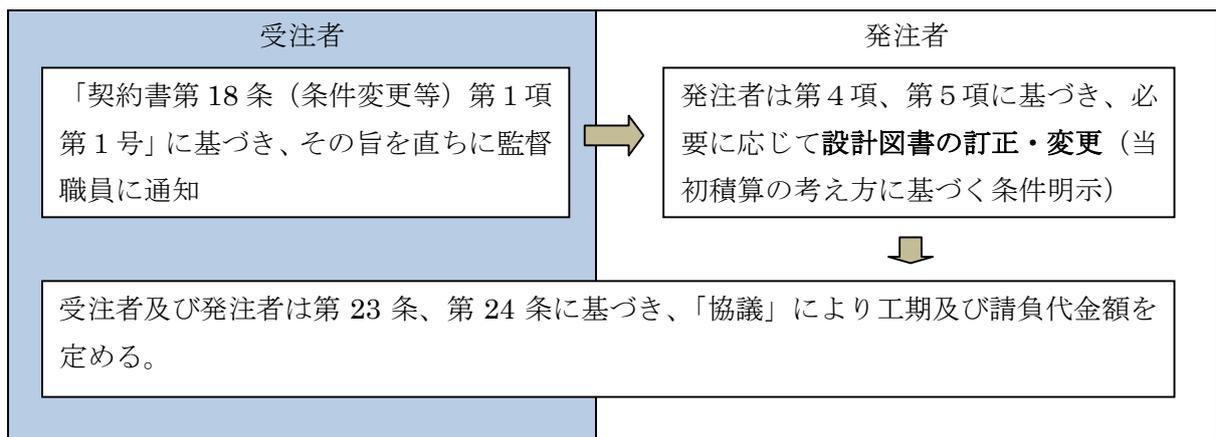
イ. 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する（**独自の判断で施工しない**）。

## 5. 設計変更が可能な場合

### 5-1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き

（契約書第 18 条第 1 項第 1 号） <設計変更可能なケース>

図面、共通仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位について規定がない場合に、もし、図面と仕様書が一致しないときには、受注者としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。この場合、発注者に確認して、設計図書を訂正してもらうべきである。



【事例】図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）

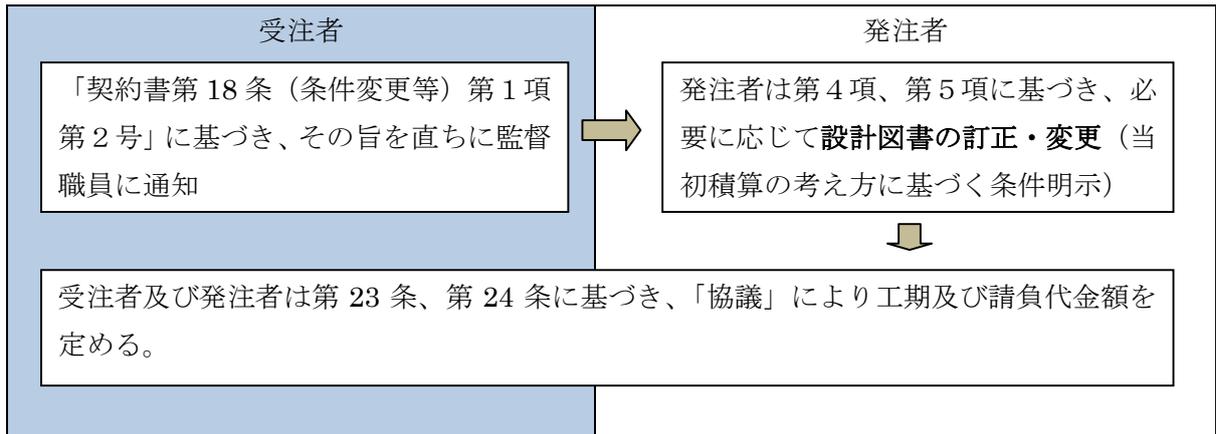
ア. 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合

イ. 平面図と断面図の寸法、材料名等の記載が一致しない場合

### 5-2 設計図書に誤謬がある又は脱漏がある場合の手続き

（契約書第 18 条第 1 項第 2 号） <設計変更可能なケース>

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

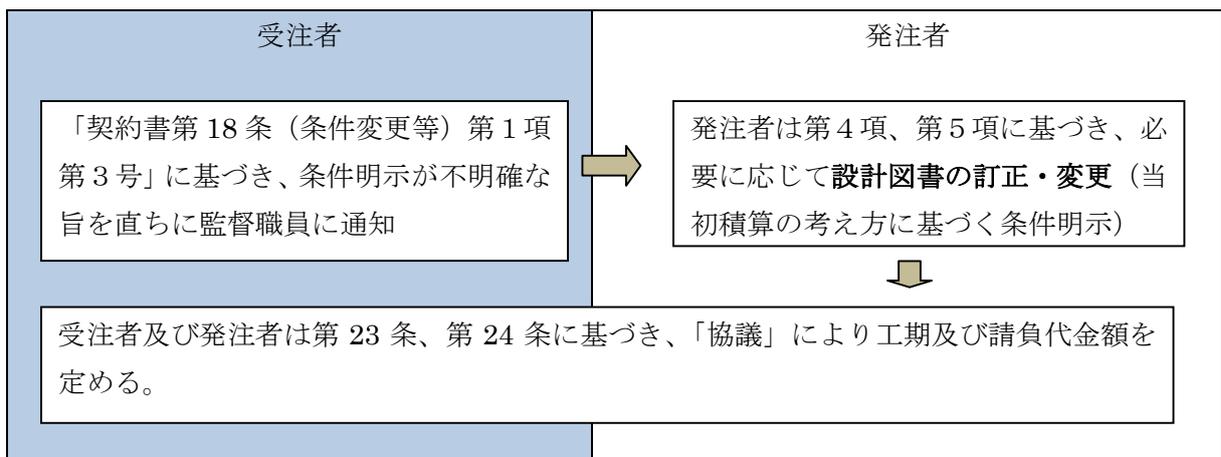


- 【事例】ア. 設計図書に誤謬（誤りが）ある場合
- ・ 図面により同一部分の舗装構成が異なっている。
  - ・ 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。
- イ. 設計図書に脱漏（記載漏れ）がある場合
- ・ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
  - ・ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
  - ・ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない。

### 5-3 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

（契約書第 18 条第 1 項第 3 号）＜設計変更可能なケース＞

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

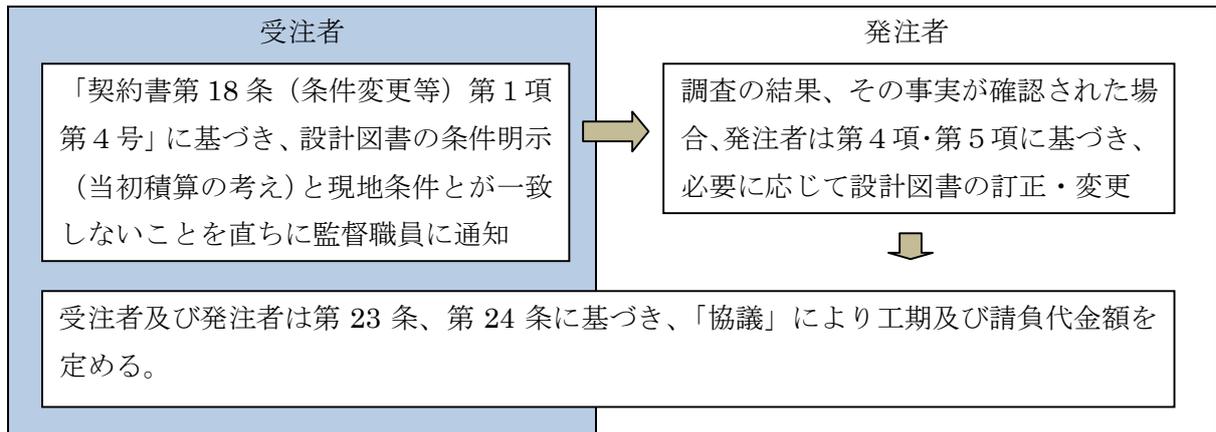


- 【事例】ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時などの運転状況等の明示がない。
- ウ. 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない（明示が不十分である）。

#### 5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項第 4 号) <設計変更可能なケース>

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。

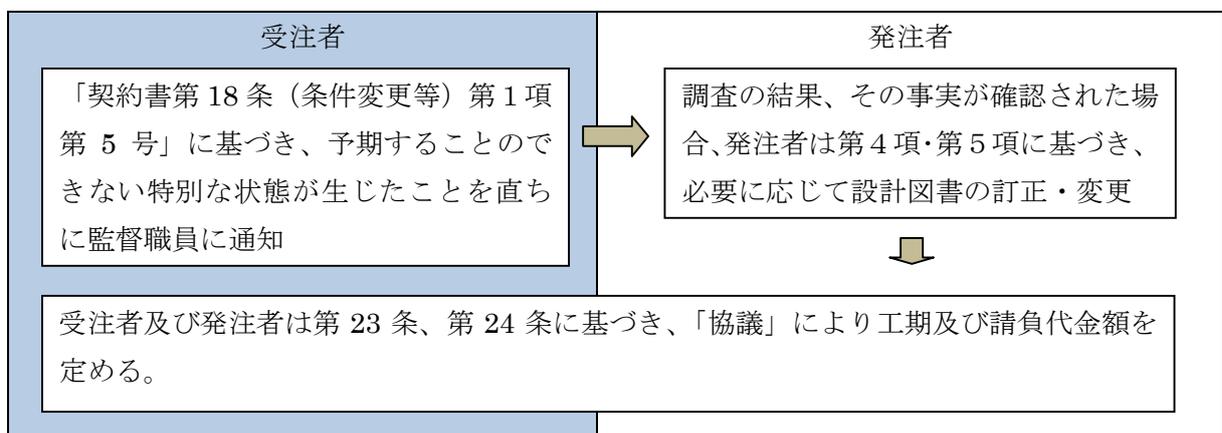


- 【事例】ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。  
イ. 設計図書に明示された地下水水位が現地条件と一致しない。  
ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない。  
エ. 前号の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない。  
オ. その他、新たな制約等が発生した。

#### 5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項第 5 号) <設計変更可能なケース>

当初は予期することができなかつたために設計図書に施工条件として定められていなかったが、事後的に特別な状態が生じた場合が該当する。(設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第 4 号とする。)



【事例】ア. 施工範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。

イ. 施工中に地下障害物が発見され、撤去が必要となった。

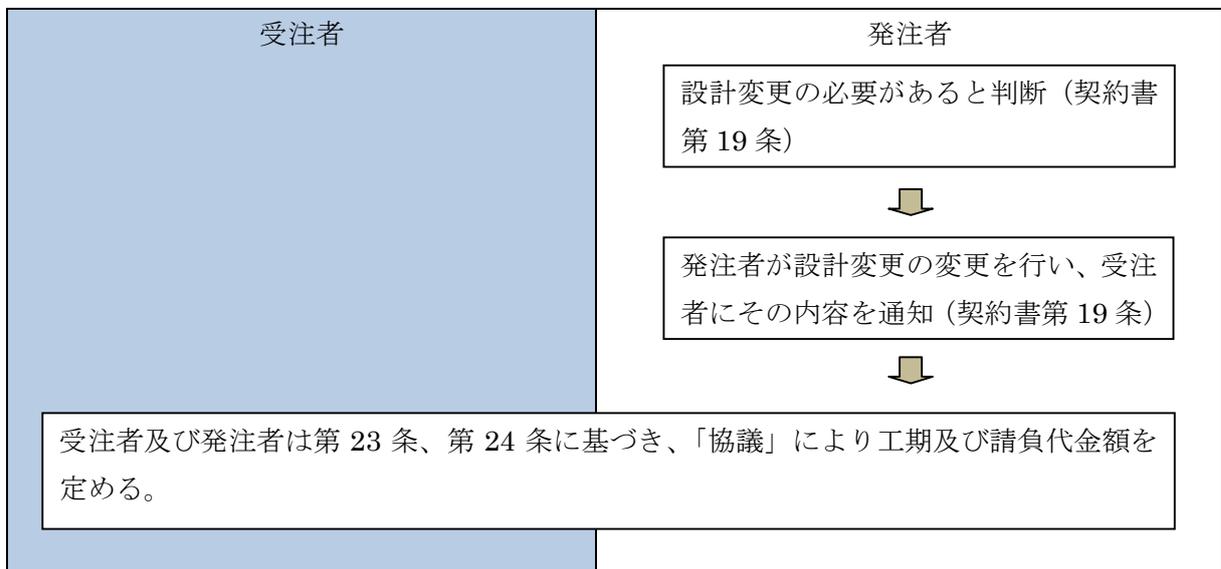
ウ. 酸欠又は有毒ガスの噴出等がある場合。

エ. 予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による 実力行使を伴う事業の妨害など。

## 5-6 発注者が必要と認め、変更する場合の手続き

(契約書第 19 条) <設計変更可能なケース>

仕様や施工方法を十分検討した上で設計図書を作成し工事発注しているが、工事の施工途中において、当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがあり、発注者が変更を必要と認め、設計図書の変更に係る指示を行う場合が該当する。



【事例】ア. 地元調整等の結果、施工範囲、施工内容、施工期間等の変更が必要になった。

イ. 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。

ウ. 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。

エ. 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等の協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする。

オ. 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。

カ. 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設 (共通仮設費に含まれるものを除く。)が必要と判断し、追加する。

キ. 当初設計で指定していた建設副産物 (残土等) の処分先を変更する。

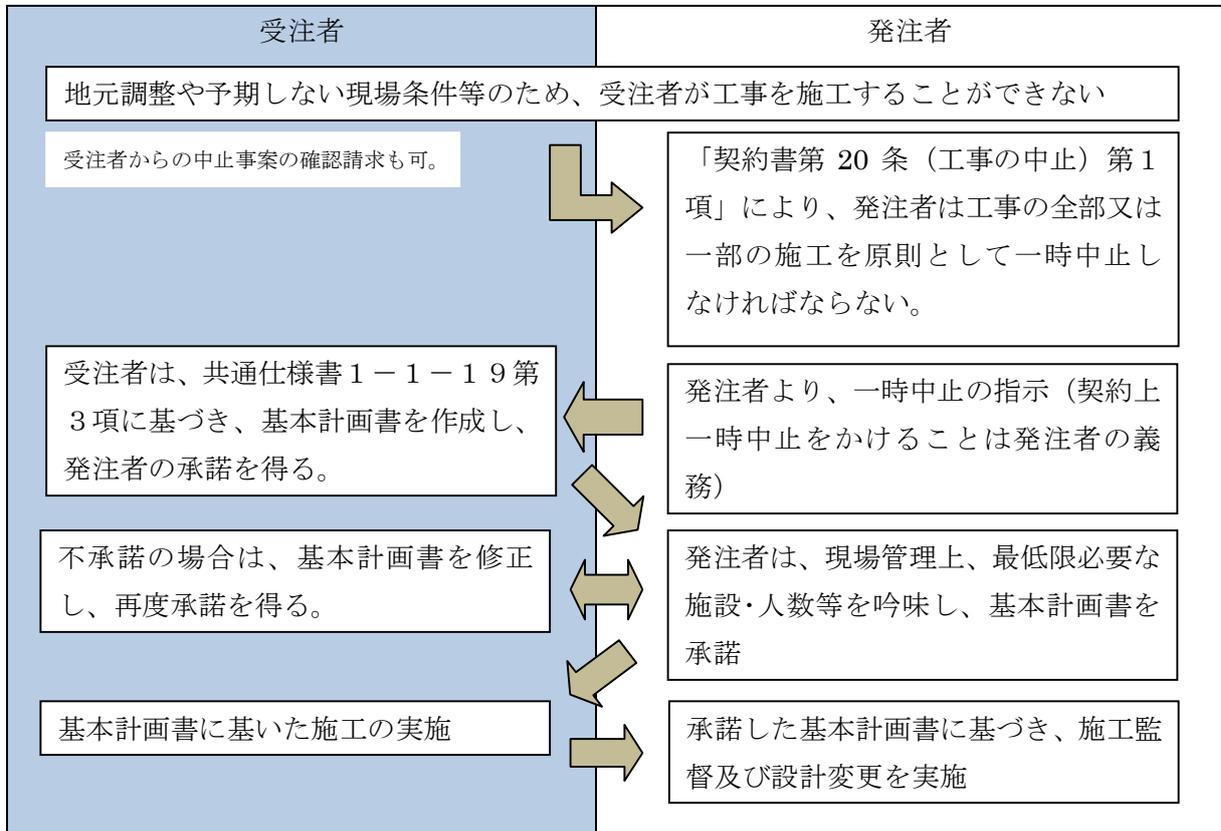
ク. 使用材料を変更する。

ケ. 隣接工事との調整で、交通誘導員の人数を変更する。

## 5-7 工事中止の場合の手続き

(契約書第 20 条) <設計変更可能なケース>

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き



- 【事例】ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
- イ. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了。
  - ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
  - エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた。
  - オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
  - カ. 予見できない事態が発生した (地中障害物の発見等)。
  - キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない。
  - ク. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
  - ケ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合。

## 5-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合の手続き

### (契約書第18条) <設計変更可能なケース>

受注者は、5-1～5に示した状態が生じた場合、この事実を監督員に通知しなければならない。また、この後に行う調査について、監督員に対し意見を言う機会がある。

受注者は、これらの通知や意見を書面により行う必要があるが、この際に受注者が作成すべき資料の範囲（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲）を超えるものとして、次のものなどが想定される。

発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金額を変更しなければならない。

#### (1) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

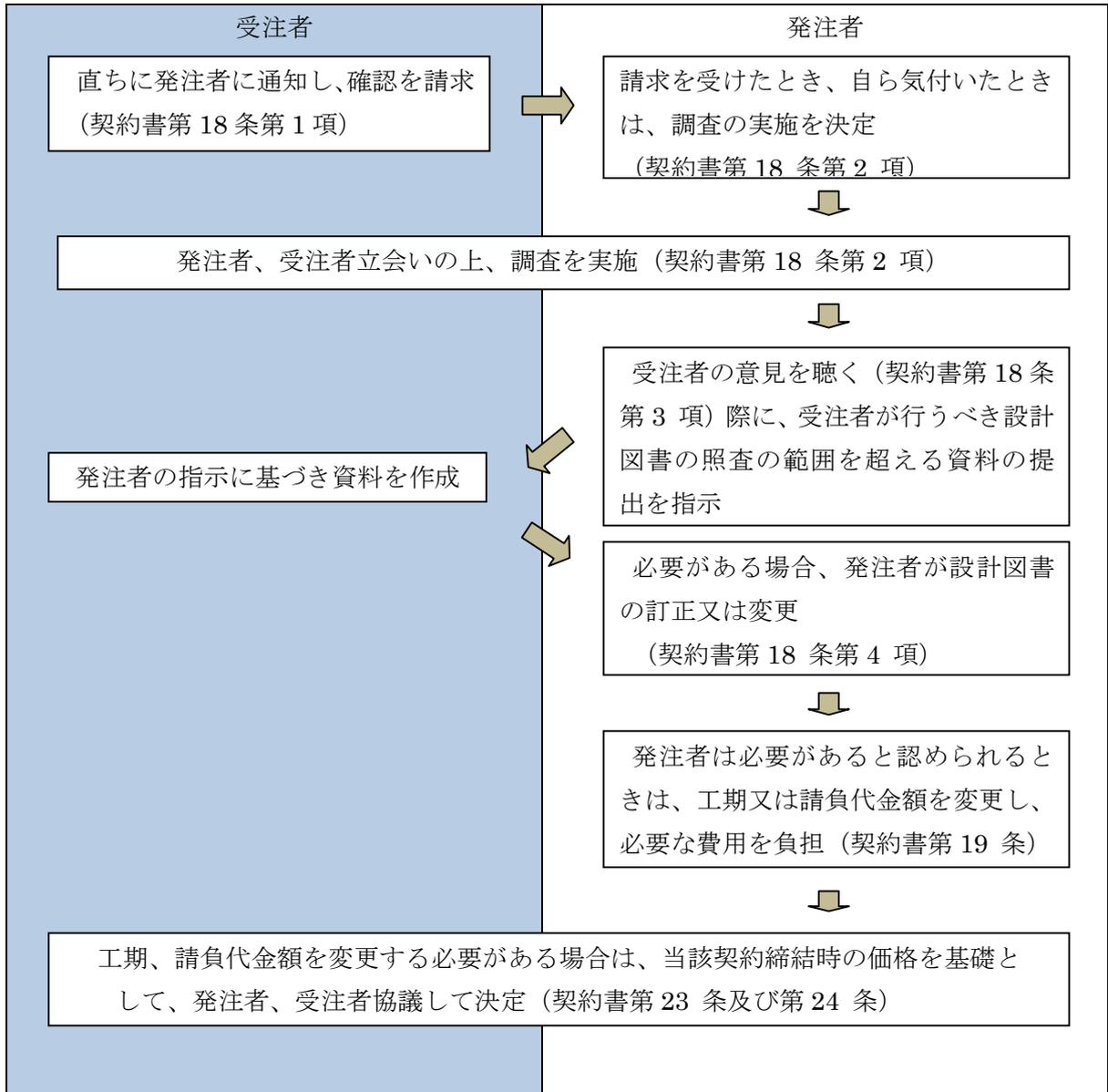
- ア. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- イ. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ウ. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- エ. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- オ. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- カ. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- キ. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ク. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ケ. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- コ. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- サ. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- シ. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ス. 舗装維持・修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「14-4-3 路面切削工」「14-4-5 切削オーバーレイ工」「14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる)。
- セ. 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ソ. 概算(数量)発注工事における構造計算及び図面作成。
- タ. 「設計便覧」「各種示方書」等の変更に伴う構造計算及び図面作成。
- チ. 照査の結果、必要となった追加調査の実施。

<例>・ボーリング調査

- ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査

・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査  
 (注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

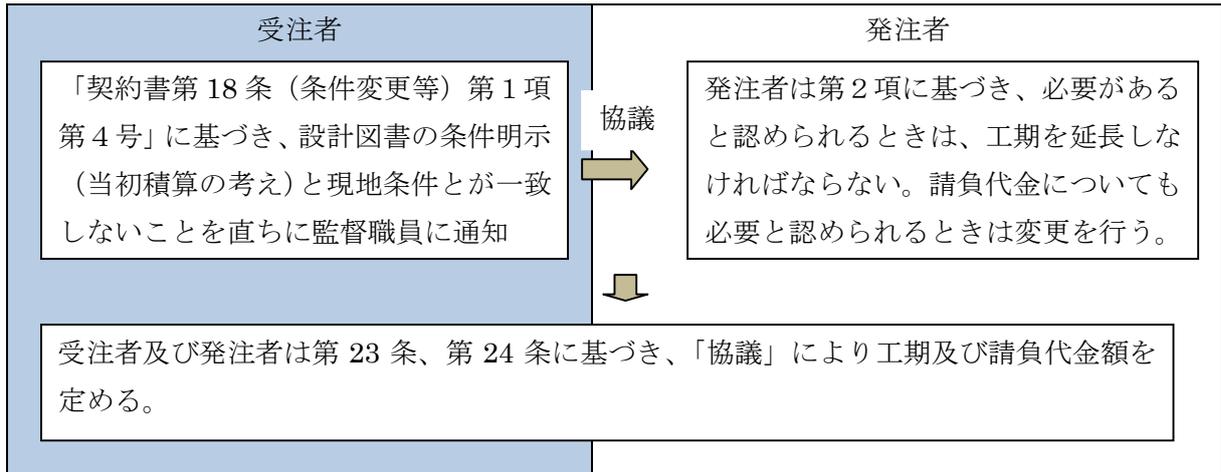
**(2) 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き (5-8)**



**5-9 受注者からの請求による工期の延長**

(契約書第21条) <設計変更可能なケース>

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

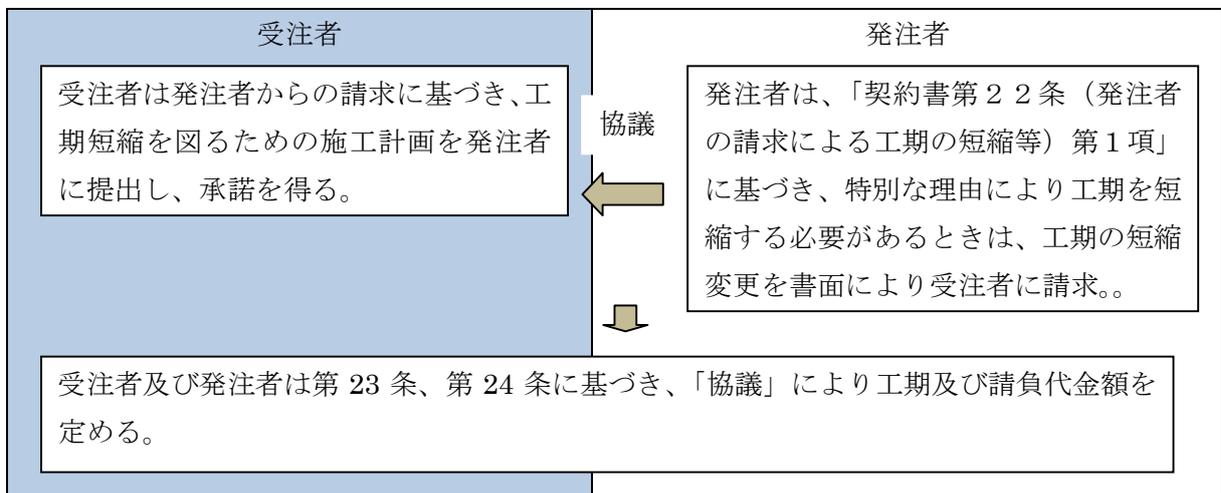


- 【事例】
- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。
  - イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
  - ウ. その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

### 5-10 発注者の請求による工期の短縮

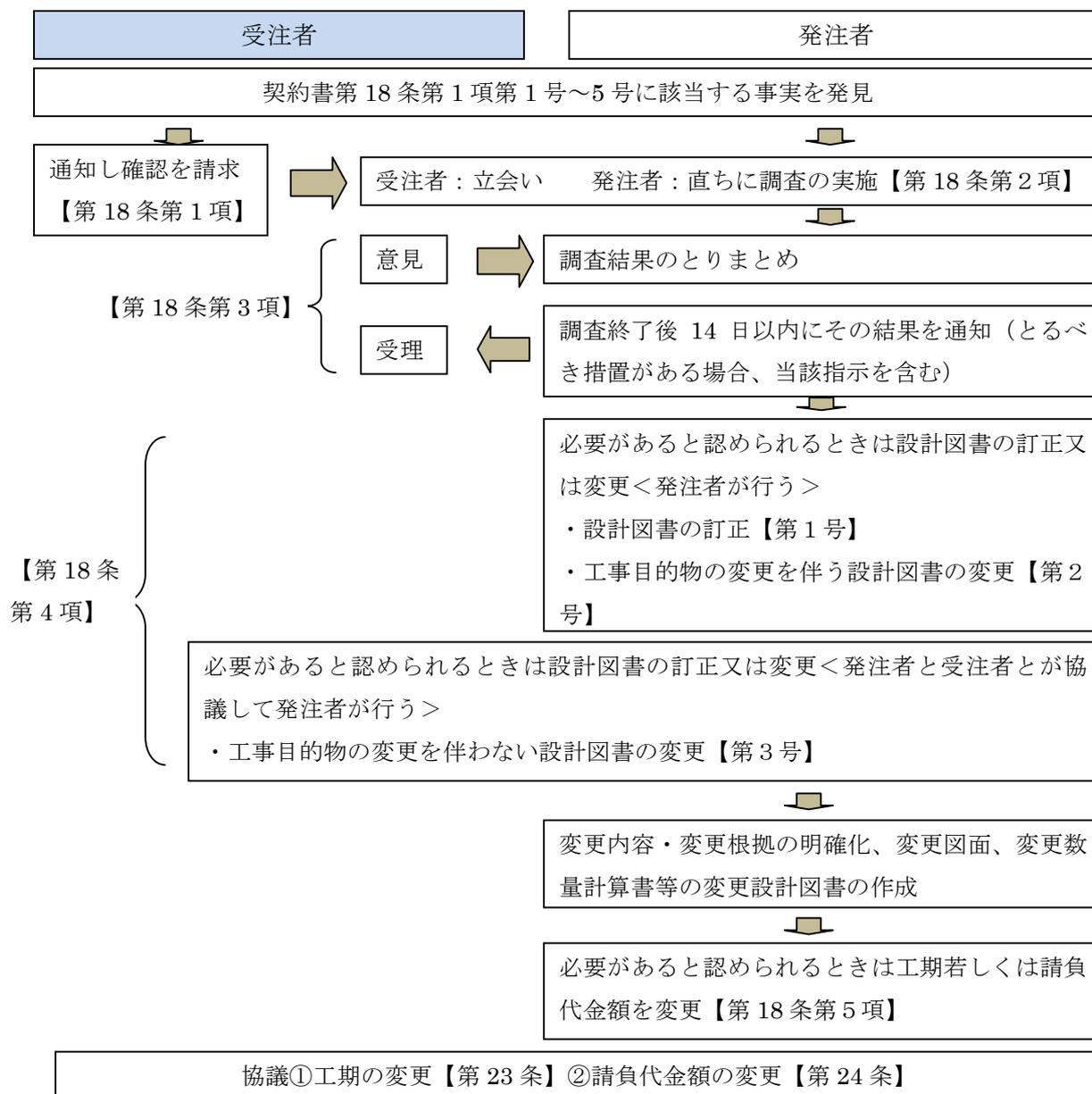
（契約書第 22 条）＜設計変更可能なケース＞

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。



- 【事例】
- ア. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合。
  - イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。
  - ウ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合。

## 6. 設計変更手続きフロー



## 7. 設計変更に関わる資料の作成

### (1) 設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

### (2) 設計変更に必要な資料作成

契約書第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、同条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

## 8. 施工方法等の指定・任意の使い分け

### **【基本事項】**

施工方法等（指定・任意）については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ア. 「任意」については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- イ. 「任意」については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ウ. ただし、当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

### **【留意事項】**

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- ア. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- イ. 発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。  
※任意における下記のような対応は不適切
  - ・〇〇工法で積算しているのに、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
  - ・標準歩掛かりではバックホで施工となっているのに、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
  - ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

**【自主施工の原則】**

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲である。

**契約書第1条第3項**

仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

**【指定と任意の考え方】**

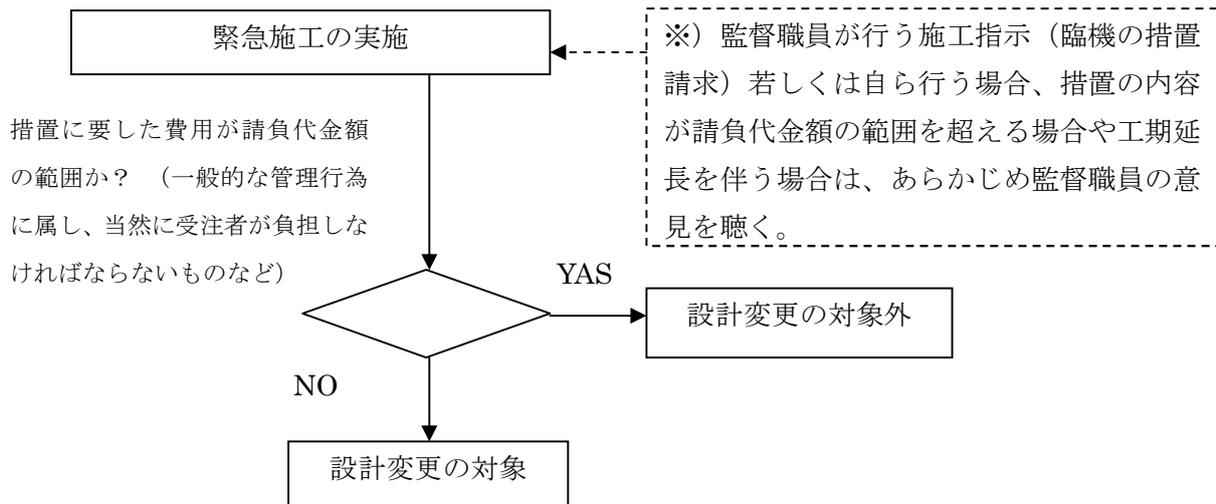
	指定	任意
設計図書での取扱い	施工方法等について具体的に指定する。	施工方法等について具体的には指定しない。
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要。	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）。
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。
その他	<p>&lt;指定仮設とすべき事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合</li> <li>・仮設構造物を一般交通に供する場合</li> <li>・関係官公署との協議により制約条件のある場合</li> <li>・特許工法又は特殊工法を採用する場合</li> <li>・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合</li> <li>・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設</li> </ul>	

**9. 緊急施工及び議決案件における設計変更**

(1) 緊急施工

緊急施工とは、災害等の不可抗力による被害の防止を図るため、受注者自ら若しくは発注者の指示により施工される臨機の措置をいう。

**【契約書第26条、】**



## (2) 議会案件の場合

- ア．設計変更に伴い、総工事費が議会の議決に付すべき契約に達するもの  
（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により  
 予定価格 150,000,000 円以上の工事又は製造の請負）
- イ．議会の議決に付した契約について、工事請負変更契約が専決処分の範囲を超えるもの  
（地方自治法第 180 条の規定に基づく市長専決事項第 5 項第 1 号の規定により、契約変  
 更により増減する金額が当初請負額の 10 分の 1 に相当する金額（ただし、1,500 万  
 円以内の額に限る。）を超えないとき）



施工の指示は出来ない。内容通知及び協議

※別紙「議決事件に係る契約変更手続きのフロー」参照

## 10. その他の留意事項

### (1) 片務的意識の排除

建設業法第 18 条では「建設工事の請負契約の原則」として「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。」と規定している。この請負契約の原則に基づき、発注者という優位的立場を利用した無報酬業務（いわゆる「サービス工事」）の強要など、受注者に対する理不尽な要求は行わないよう注意するものとする。

### (2) 総合評価方式における技術提案等は原則対象外

総合評価方式における技術提案等は、落札者の決定要素として重要なものであることから、原則として設計変更の対象とならない。ただし、受注者の責によらず、技術提案等が履行でき

ない場合を除くものとする。

附 則

本ガイドラインは、平成 29年 4月 1日から施行する。

11. 関連事項

◆工事打合せ簿の記載例

(1)「指示」の記載例

工事打合せ簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他		
工事番号及び 工事名	〇〇28△△第□□□号 〇〇〇〇〇線△△△△△工事		
受注者		工期	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
(内容)			
〇〇工事について、以下のとおり変更を指示します。 なお、 <u>本指示内容は設計変更の対象とします。</u>			
(変更前)                      (変更後)			
〇〇工 規格 △△                      →                      ▲▲			
(以下省略)			

(2)「協議」の記載例

工事打合せ簿

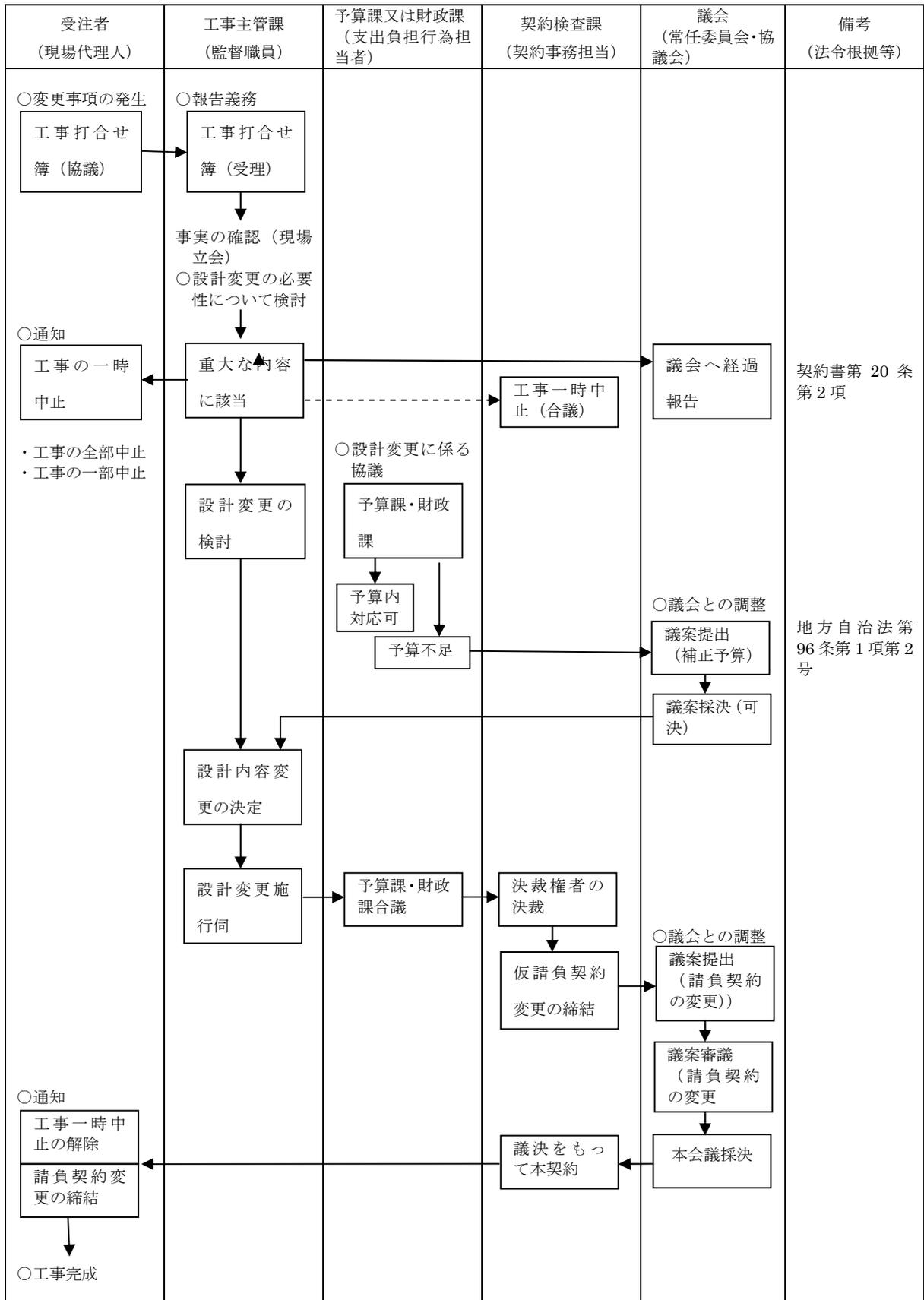
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他		
工事番号及び 工事名	〇〇26△△第□□□号 〇〇〇〇〇線△△△△△工事		
受注者		工期	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
(内容)			
〇〇工について、□□により施工が困難であるので、別添図面のとおりに変更したいので、協議します。  (途中省略)			
処理・ 回答	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <u>協議のとおり施工してください。</u> <u>本協議内容は、設計変更の対象とします。</u> 平成 年 月 日	
	受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )  平成 年 月 日	

(3)「承諾」の記載例

## 工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成    年    月    日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他		
工事番号及び工事名	〇〇26△△第□□□号 〇〇〇〇〇線△△△△△工事		
受注者		工期	平成    年    月    日
			平成    年    月    日
<p>(内容)</p> <p style="text-align: center;">〇〇工について、添付図面のとおり変更したいので、協議します。</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p>			
処理・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input checked="" type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 (    ) <u>本協議内容は、設計変更の対象としません。</u> <div style="text-align: right;">平成    年    月    日</div>	
	受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 (    ) <div style="text-align: right;">平成    年    月    日</div>	

◆「議決事件に係る契約変更手続きのフロー図」



## 1 2. 参考資料

### ◆工事請負契約書（抜粋）

（条件変更等）

**第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの  
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

**第19条** 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

**第23条** 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

**第24条** 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

## ◆土木工事共通仕様書（案）抜粋

### 1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販又は公開されているものについては、請負者が備えなければならない。
2. 請負者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。  
なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明又は**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

### 1-1-20 設計図書の変更

1. **設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。
2. 工事請負契約書第1条第3項に規定する契約書及び**設計図書**に特別の定めのない施工方法等については、本工事の数量変更による場合を除き設計変更の対象としない。

### 1-1-21 工期変更

1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第42条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更**協議**の対象であるか否かを監督職員と請負者との間で**確認**する（本条において以下「事前**協議**」という。）ものとし、監督職員はその結果を請負者に**通知**するものとする。
2. 請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更又は訂正が行われた場合、前項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**しなければならない。
3. 請負者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**するものとする。
4. 請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**するものとする。

5. 請負者は、契約書第 22 条第 1 項により工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める**協議**開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。

## ◆公共工事の品質確保の促進に関する法律（抜粋）

（平成十七年三月三十一日法律第十八号）

（発注者の責務）

### 第七条

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

## ◆亀岡市財務規則の運用方針（抜粋）

昭和 40 年 1 月 6 日訓令第 1 号

第 5 契約内容を変更し得る場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

### 1 給付の変更が認められる場合

- (1) 給付の変更が軽微な事項の変更で、契約の目的を達成するのに少しも支障のない場合
- (2) 給付の変更が当初の契約に比べて、市にとって、有利な結果をきたす場合

### 2 対価の変更が認められる場合

- (1) 単価契約において、予定数量が契約後の事情変更等により著しく変動をきたし、あらかじめ定めた単価がはなはだしく不当となった場合
- (2) 契約の性質又は履行上、やむを得ない理由により、契約の目的の同一性を失わない限度において設計変更をした場合
- (3) 天災地変、社会情勢の急激な変転等により、物価、賃金等が著しく変動したため、全体の契約金額が信義衡平の原則上著しく不当となったと認められる場合
- (4) 法令等の定めにより物品の統制価格等の改正が行われた場合

### 3 債権者、債務者の変更が認められる場合

- (1) 相手方に特別の事情がある場合で契約履行の確保上、相手方を変更することが市にとって有利である場合又は少なくとも不利益をきたすおそれのない場合

◆ 条件明示

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制限を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、他官公庁等との協議の結果、特定の条件が付され、当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設時期</li> <li>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li> <li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> </ol>

明示項目	明示事項
安全対策関係	3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要である場合は、その内容 4. 交通誘導員及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有害ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事中道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事中終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処理場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事中支障物件等	1. 地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等の工事中支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事中方法、防護等 2. 地上、地下等の占有物件工事中と重複して施工する場合は、その工事中内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行なう場合、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容

明示項目	明 示 事 項
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等</li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</li> <li>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</li> <li>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</li> <li>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</li> <li>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</li> <li>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> <li>9. 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等</li> </ol>